

保総発第0324008号

平成20年3月24日

各 都道府県 老人保健主管部（局）長 殿  
指定都市

厚生労働省保険局総務課長

後期高齢者医療における保険者番号及び被保険者番号の設定について

標記については、下記により実施することとしたので貴都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）、審査支払機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係団体に対し周知徹底を図り遺漏のないようお願いしたい。

#### 記

#### 1 保険者番号

法別番号2桁、都道府県番号2桁、市町村番号3桁及び検証番号1桁の計8桁の算用数字を組み合わせたものとする。

##### (1) 法別番号（2桁）

「39」とする。

##### (2) 都道府県番号（2桁）

広域連合が所在する都道府県において設定されている現行の老人医療及び他の医療保険の都道府県番号（「01」～「47」）とする。

##### (3) 市町村番号（3桁）

介護保険の保険者番号において設定されている市町村番号と同一の番号（総務省において定める市区町村コード）とする。

ただし、指定都市については、原則として、行政区単位の番号とするが、市単位の番号としても差し支えない。

##### (4) 検証番号（1桁）

現行の老人医療及び他の医療保険と同様の方法により算出した番号とする。

※具体的には、次により算出した番号とする。

- ① 法別番号、都道府県番号及び市町村番号の各数に末尾の桁を起点として順次2と1を乗じる。
- ② ①で算出した積の和を求める。ただし、積が2桁となる場合は、1桁目と2桁目の数字の和とする。
- ③ 10と②で算出した数字の下1桁の数との差を求め、これを検証番号とする。ただし、下1桁の数が0のときは検証番号を0とする。

(例)

法別番号	都道府県番号	市町村番号
3 9	2 8	2 0 ⑦ ←起点
× ×	× ×	× × ×
2 1	2 1	2 1 2
↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓ ↘
6 + 9	+ 4 + 8	+ 4 + 0 + (1 + 4) = 3 6

1 0 - 6 = 4 …検証番号

#### (5) 番号の管理

広域連合において管理するものとし、番号の設定変更を行う際には、都道府県内の市町村、審査支払機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係団体と十分調整を図るものとし、変更後は速やかに連絡するものとする。

## 2 被保険者番号

被保険者区分7桁及び検証番号1桁の計8桁の算用数字を組み合わせたものとする。

なお、この被保険者番号の設定にあたっては、医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係団体と協議の上、事務に支障を来さないよう配慮すること。

### (1) 被保険者区分（7桁）

被保険者ごとに、広域連合が定める。

### (2) 検証番号（1桁）

保険者番号の設定に係る検証番号の算出方法（1の（4））と同様の方法により算出した番号とする。